

○京都府立大学施設整備委員会規程

(平成20年京都府立大学規程第26号)

(設置)

第1条 京都府立大学（以下「本学」という。）に京都府立大学施設整備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第2条 委員会は、本学の施設整備等に関して、次に掲げる事項を審議し、必要な処理を行うものとする。

- (1) 本学の施設整備に係る基本方針に関する事項
- (2) 本学の施設整備に係る調整に関する事項
- (3) 本学敷地内の施設整備に伴う埋蔵文化財の保存に関する事項
- (4) 本学敷地内の施設整備に伴う埋蔵文化財の調査及び保存方針の策定に関する事項
- (5) 本学構内の通行及び駐車規制に関する基本的事項
- (6) 本学構内の通行及び駐車規制に係る各所属間の連絡調整に関する事項
- (7) その他本学の施設整備等に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長のうち学長が指名する者
 - (2) 附属図書館長、教務部長及び学生部長
 - (3) 文学部長、公共政策学部長及び生命環境科学研究科長
 - (4) 文学部、公共政策学部及び生命環境科学研究科から選出された各1名の教員
 - (5) 事務局長
- 2 前項に定める委員のほか、学長が必要と認めた者を委員に加えることができる。
- 3 第1項第4号の委員は、所属学部又は研究科の長の内申に基づき、学長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号に掲げる委員をもって充て

る。

2 委員長は、委員会を招集し、会議を主宰する。

(副委員長)

第6条 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

2 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の者の会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会が特に必要と認めたときは、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織・運営に関する事項は、委員会が別に定める。

(幹事)

第9条 委員会に幹事を置き、管理課長、学務課長及び附属図書館事務長をもって充てる。

2 幹事は、委員長の命を受け、会務を処理する。

(庶務)

第10条 委員会に関する庶務は、管理課施設管理担当において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。